

宮津市事業者人手不足等支援補助金

市内事業者の安定的な事業継続及び地域産業の持続的発展をサポートするため、人手不足対策や労働環境の改善に取り組む市内事業者に対し、事業実施に要する経費の一部を支援します。

〔人手不足対策支援事業〕

補助対象経費

《募集期間》 令和8年7月1日(水)～令和9年1月29日(金)

- ①求人情報誌や就職情報サイト等への求人情報掲載料
- ②採用情報を掲載するウェブサイト開設及び改修費用
- ③人材紹介事業者への紹介手数料
- ④企業説明会や採用面接会等への出展料及び広告宣伝費、研修や指導にかかるコンサルティング経費
- ⑤自らで行う工場見学、職場体験、インターンシップなどにかかる広告宣伝費、サイト作成費用、参加者（求職者）の交通費及び宿泊費
- ⑥その他市長が必要と認める経費

補助率

1/2 以内

補助上限額(1事業者あたり)

30万円

〔社宅等整備支援事業〕

補助対象経費

《募集期間》 令和8年7月1日(水)～令和8年10月30日(金)

- ①社宅等整備に要する建築費（新たに建築する場合）
- ②社宅等整備に要する購入費
- ③社宅等整備に要する賃借料
- ④その他市長が必要と認める経費

補助率

1/2 以内

補助上限額(1事業者あたり)

建築及び購入の場合100万円 借上げの場合50万円

補助対象者

- (1)宮津市内に事業所を有する法人、個人事業者、団体であること。
 - (2)事業を営んでいる者であって、今後も事業を継続する意思があること。
 - (3)事業完了後市が実施する当該事業の状況確認等に応じる意思があること。
 - (4)次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。
- ①市税を滞納している者②風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者③宗教上の組織若しくは団体④政治団体⑤上記①～④に掲げる者のほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

対象期間

令和8年4月1日(水)から事業完了日まで

詳細は市のホームページ等をご確認ください

〈URL〉<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/9/30346.html>

お問い合わせ：宮津市産業経済部商工観光課商工係

